

おもな学校感染症一覧表



※学校保健安全法で定められた学校感染症です。

	病名	出席停止期間の基準（めやす）
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス 属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸 器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERS コロ ナウイルスであるものに限る。）特定鳥インフルエンザ （感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発熱日を0日として5日を経過し、かつ解熱した 後2日（幼児は3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌 性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症日を0日として5日を経過し、かつ症状軽快 後1日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで	
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他感染症（条件によっては出席停止の措置が必要と考 えられる感染症の例）	ヘルパンギーナ、溶連菌感染症、マイコプラズマ感 染症、伝染性紅斑（リンゴ病）、手足口病、流行性 嘔吐下痢症、ウイルス性肝炎等

※上記のような感染性の病気にかかったときは、医師の治療を受け、登校園所の許可があるまで家で休んでください。この場合の休みは「出席停止」で欠席扱いにはなりません。

※【インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、溶連菌感染症に罹患した場合】治癒後、登校園所するときは、保護者の方が所定の用紙に必要事項を記入しご提出ください。



※【インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、溶連菌感染症以外の学校感染症に罹患した場合】治癒後、登校園所するときは、医師が作成する「意見書（治癒証明書）」をご提出ください。